

議案第48号

職員の給与に関する条例中一部改正の件

職員の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年11月24日提出

芽室町長 手島 旭

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」」を「「100分の112.5」」に、「「100分の72.5」」を「「100分の62.5」」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「「100分の112.5」」を「「100分の120」」に、「「100分の62.5」」を「「100分の67.5」」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（委任）

第2条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

説 明

人事院勧告に伴う職員の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(期末手当) 第18条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 一略一</p>	<p>(期末手当) 第18条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4・5 一略一</p>

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(期末手当) 第18条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4・5 一略一</p>	<p>(期末手当) 第18条 一略一</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 一略一</p>

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u> <u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(委任)</u> <u>第2条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。</u></p>	